

第2回 流水型ダム環境保全対策検討委員会

説明資料 【環境配慮レポート(案)の検討方針について】

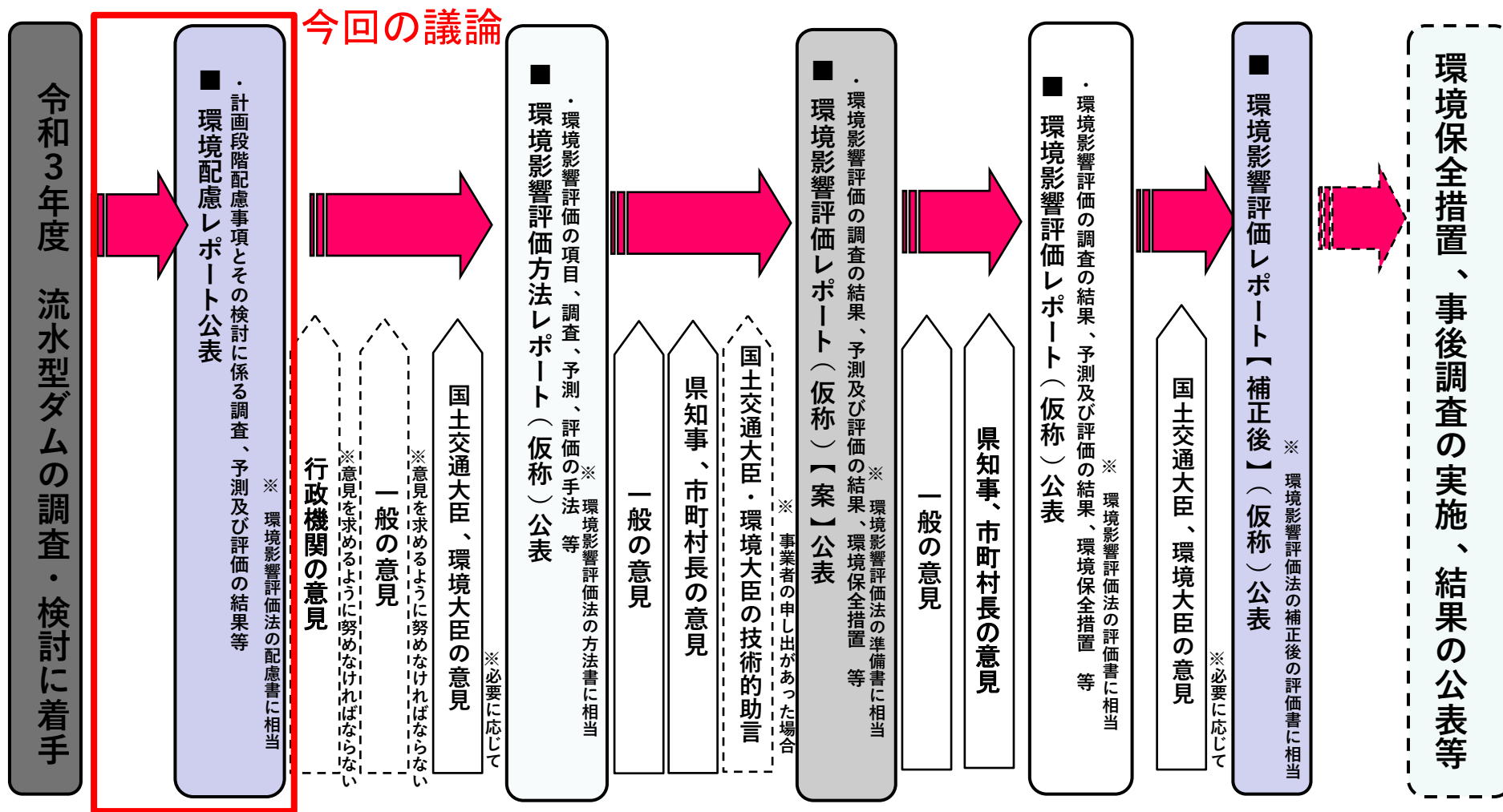
令和3年12月14日



国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

1. 今回(第2回)の議題について

- 川辺川における流水型ダムの環境影響評価については、これまで実施してきたダム関連の工事等による現地の状況も考慮しつつ、環境影響評価法に基づくものと同等の環境影響評価を実施。
- 環境影響評価法等に基づくものと同様に環境影響評価項目を設定して、環境影響の調査、予測、評価を実施。また、環境影響評価の各段階で熊本県知事のご意見や、住民等からのご意見をお聴きするとともに、国土交通大臣から環境大臣に意見を求めることとしている。



○今回(第2回)の委員会では、法令に基づく環境影響評価の最初のステップとなる、「計画段階環境配慮書」(以下、「配慮書」という。)に相当する「環境配慮レポート」の(案)について、ご議論いただく。

<一般的な環境アセスメント図書について>

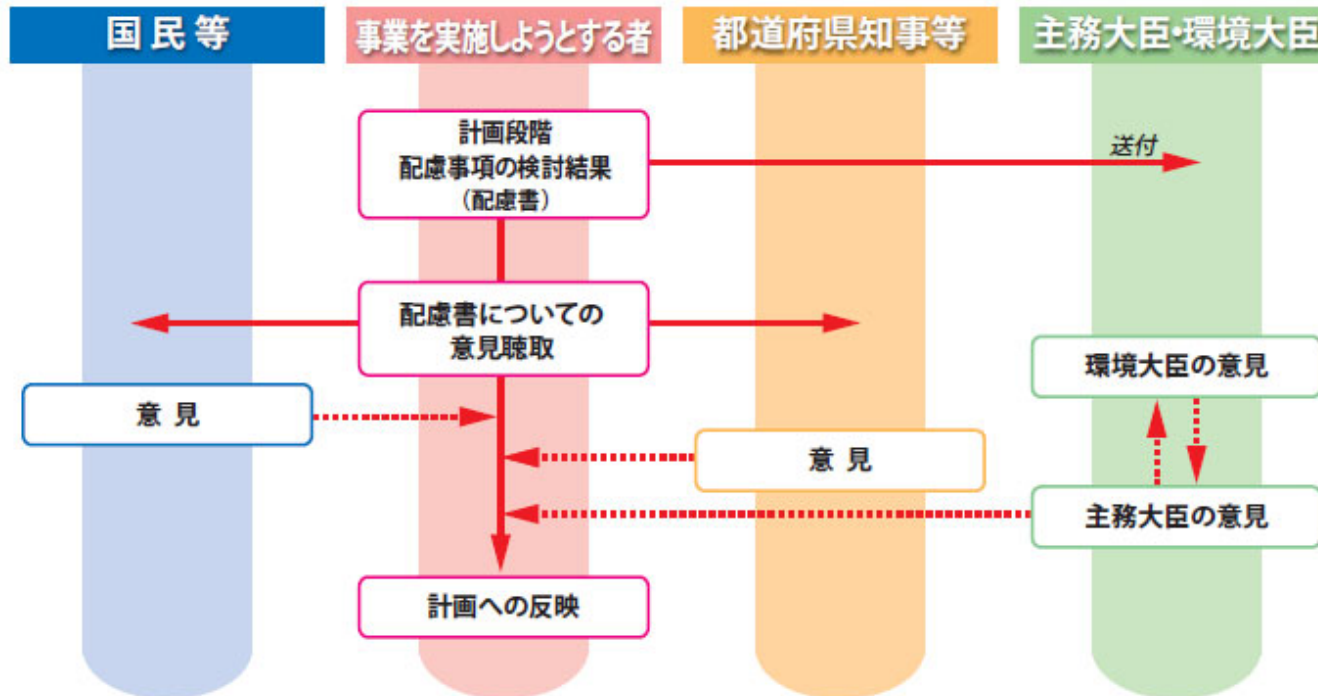
図書	図書の概要	意見の聴取		
		住民	知事、市町村長(行政機関)	主務大臣・環境大臣
配慮書	事業の早期段階における環境配慮を可能にするため、 <u>事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その結果をまとめた図書。</u>	△ (努力規定)	△ (努力規定)	△ (必要に応じて)
方法書	どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしているのかという <u>環境影響評価の計画を示した図書。</u>	○	○	△ (事業者申出の場合)
準備書	調査・予測・評価・環境保全措置の検討の結果を示し、 <u>環境の保全に関する事業者自らの考え方をとりまとめた図書。</u>	○	○	—
評価書	準備書に対する知事等や一般の方々からの意見の内容について検討し、必要に応じて <u>準備書の内容を見直した図書。</u>	—	—	△ (必要に応じて)
評価書(補正)	評価書に対する大臣意見を踏まえ、必要に応じて見直しを加え、 <u>最終的に事業による影響評価を確定した図書。</u>	—	—	—

※「環境アセスメント制度のあらまし」(環境省大臣官房環境影響評価課2018年10月改訂)を元に作成

2. 環境影響評価法上の計画段階配慮書について

- 「事業の早期段階における環境配慮を図るため、配慮書を作成すること」が平成25年4月1日より義務化された。（平成23年4月に環境影響評価法の一部が改正され、「配慮書の手続き」が新設）
- 配慮書とは、事業の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。
- 法改正前の環境アセスメントは、事業の枠組みが決定された段階で行うものであったが、導入された配慮書手続きは、個別事業計画の検討の段階を対象としているため、より柔軟な環境配慮が可能となっている。
- 配慮書の作成にあたっては、住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるように努めることとされている。

<環境影響評価法上の配慮書の手続き>



「環境アセスメント制度のあらまし（環境省大臣官房環境影響評価課2018年10月改訂）」から引用

- 環境影響評価法第三条の二第一項では、「環境の保全のために配慮すべき事項(計画段階配慮事項)」について、事業の種類ごとに主務省令で定め、検討を行わなければならない、とされている。
- ダム事業に関する主務省令※(以下、「主務省令」という。)では、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については第三条から第十条にて、意見の聴取に関する指針については第十二条から第十四条にて、規定されている。
- 今回お示しする環境配慮レポート(案)は、主務省令に規定されている指針に準じて、作成している。

※ダム事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年厚生省・農林水産省・通商産業省・建設省令第一号)

<主務省令の概要(配慮書関係部分)>

位置等に関する複数案の設定(第三条関係)

- 第一種ダム事業が実施されるべき区域の位置又は第一種ダム事業の規模に関する複数案を適切に設定するものとし、当該複数案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

事業特性及び地域特性の把握(第四条関係)

- 第一種ダム事業を実施しようとする者は、(中略)次に掲げる情報を把握しなければならない。
 - ・事業特性に関する情報
 - 事業の種類、事業実施想定区域の位置、事業の規模、その他事業に関する事項
 - ・地域特性に関する情報
 - 自然的状況
 - (水に係る環境、地形及び地質の状況、動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況)
 - 社会的状況
 - (人口及び産業の状況、土地利用の状況 等)

計画段階配慮事項の選定(第五条関係)

- 計画段階配慮事項を選定するに当たっては、第一種ダム事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した上で選定しなければならない。
- 第一種ダム事業に係る工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び当該土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動であって第一種ダム事業の目的に含まれるものに関する影響要因を、土地の形状の変更、工作物の設置その他の環境影響の態様を踏まえて適切に区分し、当該区分された影響要因ごとに検討するものとする。
- 次に掲げる環境要素を、法令等による規制又は目標の有無及び環境に及ぼすおそれがある影響の重大性を考慮して適切に区分し、当該区分された環境要素ごとに行うものとする。
 - ・水環境
 - 水質、水質のほか水環境に係る環境要素
 - ・土壌に係る環境その他の環境
 - ・動物、植物、生態系
 - ・景観、人と自然との触れあいの活動の場

＜主務省令の概要(配慮書関係部分)＞ ※前頁の続き

調査、予測、評価の手法(第六条～第十条関係)

＜調査の手法＞

- 調査すべき情報
選定事項に係る環境要素の状況に関する情報又は水質、地形その他の自然的状況若しくは人口、産業、土地利用その他の社会的状況に関する情報
- 調査の基本的な手法
関係する地方公共団体が有する文献その他の資料を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法。ただし、重大な環境影響を把握する上で必要と認められるときは、専門家等からの科学的知見を聴取し、なお必要な情報が得られないときは、現地調査及び踏査その他の方法により調査すべき情報を収集し、その結果を整理し、及び解析する手法

＜予測の手法＞

- 予測の基本的な手法
環境の状況の変化を、事例の引用又は解析その他の手法により、できる限り定量的に把握する手法
- 定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定するものとする。
- 予測の対象とする地域
調査の対象とする地域のうちから適切に選定された地域

＜評価の手法＞

- 位置等に関する複数案が設定されている場合は、当該設定されている案ごとの選定事項について環境影響の程度を整理し、及び比較する手法であること。
- 位置等に関する複数案が設定されていない場合は、第一種ダム事業の実施により選定事項に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、第一種ダム事業を実施しようとする者により実行可能な範囲内
でできる限り回避され、又は低減されているかどうかを評価する手法であること。

意見聴取に関する指針(第十一条～第十四条関係)

- 関係する地方公共団体の長及び一般の環境の保全の見地からの意見を求めるように努めることとし、当該意見を求めない場合は、その理由を明らかにしなければならない。
- 一般の意見を求めるときは、(中略)公告し、適切な期間を定めて縦覧に供し、又はインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
- 関係する地方公共団体の長の意見を求めるときは、その旨を記載した書面に、当該配慮書の案又は配慮書を添えて、関係する地方公共団体の長に送付するものとする。
- 関係する地方公共団体の長は、書面の送付を受けたときは、第一種ダム事業を実施しようとする者が定める期間内に、第一種ダム事業を実施しようとする者に対し、環境の保全の見地からの意見を書面の提出その他の方法により述べるものとする。
- 書面の提出があったときは、第一種ダム事業を実施しようとする者は、速やかに主務大臣に当該書面を送付するものとする。

3. 環境配慮レポート(案)の構成について

○主務省令第三条から第十条に規定されている、計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針を踏まえて、下記のとおり、環境配慮レポート(案)を構成することとする。

環境配慮レポート(案)の目次

まえがき

第1章 事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地

第2章 事業の目的及び内容

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

3.1 地域の自然的状況

3.2 地域の社会的状況

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1 計画段階配慮事項の選定の結果

4.2 調査、予測及び評価の手法

4.3 調査、予測及び評価の結果

4.4 総合的な評価